

### Ⅲ 養介護施設従事者等による虐待への対応

## 1 定義・概略

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉・介護サービス業務に従事する者による高齢者虐待の防止についても規定されています（第2条、第20～26条）。

高齢者虐待防止法に規定されている「養介護施設」、「養介護事業」、「養介護施設従事者等」の範囲は、【3頁】のとおりであり、介護保険施設等の入所施設や介護保険居宅サービス事業者など、老人福祉法や介護保険法で規定されている高齢者向け福祉・介護サービスの業務に従事する職員全てが対象となります。

なお、65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設の利用、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者〔障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。〕については、「高齢者」とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定が適用されます（第2条第6項）。

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応のフロー図【87頁～89頁】

## 2 相談・通報・届出への対応

### (1) 通報等の対象

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、速やかに市町村へ通報するよう通報義務等を規定しています（第21条）。

養介護施設・養介護事業所（以下「養介護施設等」という。）【3頁】は、職員に対し虐待防止教育を実施するだけでなく、虐待発見時の通報義務があることを周知しなければなりません。

また、通報の際、相談者が虐待という言葉を使わない場合があることに留意が必要です。利用者の外傷等の事故報告書から、虐待の疑いを見逃さないことが重要です。

- ① 当該養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等⇒通報義務（第21条第1項）
- ② ①以外の発見者（被虐待高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合）⇒通報義務（第21条第2項）
- ③ ①②以外の発見者⇒努力義務（第21条第3項）

### (2) 通報等を受けた際の留意点

養介護施設従事者等による虐待に関する通報等の内容について、迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

そのため、通報等を受けた職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが養介護施設従事者等による高齢者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

また、当該高齢者が施設より不利益を被ることをおそれて家族から事実確認の拒否があったとしても、高齢者の安全確保が優先されるので、的確な方法で事実確認と安全確保を行うことが求められます。

通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で他の相談窓口での対応が適切と判断できる場合には適切な相談窓口につなぎ、受付記録を作成して対応を終了します。

### (3) 高齢者の居所と家族等の住所地が異なる場合

高齢者が入所している養介護施設等の所在地と通報等を行った家族等の住所地が異なる場合、通報等がどちらの市町村に寄せられるかは予測できません。通報等への対応は、養介護施設等の所在地の市町村が行うこととし、家族等がいる市町村に通報がなされた場合には速やかに養介護施設所在地の市町村に引き継ぐようにします。

施設に入所している高齢者が住民票を移していない場合にも、通報等への対応は施設所在地の市町村が行います。

### (4) 相談・通報等受理後の対応

基本的には、養護者による虐待の対応と同様です。

### (5) 通報者の保護

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものです。養介護施設従事者等が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要です。

事実の確認に当たってはそれが虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、施設・事業者には通報者は明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に配慮することが必要です。（第23条）

### (6) 通報等による不利益取扱いの禁止

① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（第21条第6項）。

② 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第21条第7項）。

これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるもの（※）を除くこととされています。

※「過失によるもの」

「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。

したがって、例えば、虐待を現認した上での通報でなければ過失ありとされるのではなく、虐待があると信じたことについて一応の合理性があれば過失は存在しないと解されます。

一応の合理性とは、具体的には、高齢者の状態や様子、虐待したと考えられる施設従事者の行動、様子などから、虐待があったと合理的に考えられることを指します。

虐待があったと考えることに合理性が認められる場合でなければ、不利益取扱いの禁止等の適用対象とはなりません。

出典：社団法人 日本社会福祉士会 市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き 中央法規出版、2012、116P. P36

なお、公益通報者保護法でも、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業所外部に対して所定の要件を満たして（例えば行政機関への通報を行おうとする場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の2つの要件を満たすことが必要です。）

公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

公益通報者に対する保護規定

①解雇の無効

②その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事されること、退職金の減給・没収等）の禁止

### 3 事実の確認・県への報告

#### (1) 市による事実の確認

通報を受けた市は、通報等の内容の事実確認や高齢者の安全確認を行います。この際、事実確認の調査は、通報等がなされた養介護施設従事者等の勤務する養介護施設等及び、虐待を受けたと思われる高齢者に対して実施します。

通報等の内容は様々です。通報が明らかな虚偽である場合はともかくとして、虚偽の通報であるのかどうかについては、丁寧に事実確認を行い、事案の実態や背景を慎重に見極める必要があります。

事実確認等は、基本的には、当該養介護施設等への指定権限等の有無に関わらず、通報等を受けた市が行います。

その中でも、利用者の生命・安全に関わる等の緊急性の高い事案について

は、迅速に対応することが必要です。ただし、市が指定権限を有しない場合は、指定権限等を有する県と連携し、実施することになります。

事実確認の方法については、当該事案の通報等の内容（情報の確度、事案の緊急性等）や当該養介護施設等の状況を踏まえ、3つの中から適切なものを検討のうえ実施します。

- i 高齢者虐待防止法の主旨を踏まえて、当該養介護施設等の任意の協力の下に行う調査
- ii 介護保険法第23条に基づくいわゆる「実地指導」
- iii 介護保険法第76条第1項、第78条の7第1項、第83条第1項、第90条第1項、第100条第1項、第115条の7第1項、第115条の17第1項、第115条の27第1項に基づくいわゆる「監査」

市から県への報告は、市が行う事実確認により養介護施設従事者等による高齢者虐待が確認された事例に限るのが基本ですが、養介護施設等の協力が得られない等、更に県と共同で事実確認を行う必要が生じた場合、早期に県へ報告し、県と共同で事実確認を行う体制が必要です。

#### ① 調査等の決定

高齢福祉課職員で関連情報を確認し、事実確認の準備ができたなら、課内の関係職員による「対応協議」を行い、施設・事業所への調査を検討・決定します。事実確認の方法は、i～iiiの中から適切なものを実施します。

#### ② 調査項目

##### ア 高齢者本人への調査項目

- ① 虐待の種類や程度
- ② 虐待の事実と経過
- ③ 高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握
- ④ サービス利用状況
- ⑤ その他必要事項

##### イ 養介護施設等への調査項目

- ① 当該高齢者に対するサービス提供状況  
(当該高齢者の生活状況、職員の対応状況、介護サービス計画、サービス実施記録、ケアプラン、支援経過)
- ② 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ③ 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ④ 職員の勤務体制
- ⑤ その他必要事項  
(事故・ヒヤリハット報告書、苦情相談記録、虐待防止委員会・事故防止委員会の記録、職員への研修状況)

## (2) 調査を行う際の留意事項

- ① 原則として2人以上の職員での訪問
- ② 医療の必要性が疑われる場合には、医療職同伴による訪問調査
- ③ 訪問の目的について十分な説明を行う
- ④ 高齢者や養介護施設従事者等の権利、プライバシーへの配慮

## (3) 調査報告の作成

虐待を受けたと思われる高齢者、虐待を行った疑いのある養介護施設従事者等、所属する養介護施設等に対する調査を終えた後、「虐待に関する課内報告書」【85,86頁】を作成します。

## (4) 「虐待対応ケース会議」の開催

事実確認の結果に基づく虐待の有無の判断と緊急性の判断、対応方針の決定は、事実確認に参加した高齢福祉課の高齢者虐待担当職員（管理職を含む）、介護保険担当職員及びその他関連するメンバーによる「虐待対応ケース会議」で行います。

虐待の有無の判断は、虐待の定義類型【8頁～10頁】に照らして慎重に検討する必要があります。緊急性の判断を行い、必要な場合は高齢者の保護を行います。

虐待が認められた場合はもちろん、虐待は認められなくとも、運営基準違反行為や不適切なケア等が認められた場合には、養介護施設等に対し、改善指導を行う必要があります。

再発防止に向けた指導内容は、虐待や不適切ケア等が発生した直接的な原因とともに、養介護施設等の管理運営体制など背景要因を含めて検討する必要があります。

## (5) 改善計画の確認

養介護施設等に対し、訪問調査の結果を報告するに当たり、改善が必要と考えられる事項と指導内容を通知します。

養介護施設等は、通知を受けて定められた期限内に指導内容に対する改善計画書の提出を依頼します。提出された改善計画は、指導内容に対し具体的な行動計画に基づいた取組内容が記載されているか、管理職中心の行動計画ばかりでなく、組織全体として虐待の発生防止にかなった内容が記載されているか確認が必要です。

実効性が伴わない具体性に欠ける計画の場合には、修正の指導が必要となります。また、改善計画においてはそれぞれの行動計画に期限を設け、進捗の確認ができる形で提出を促します。

## (6) モニタリング・評価

養介護施設等の改善取組を継続させるために、例えば、定期的に苦情対応の

第三者委員や介護相談員などの訪問による高齢者の生活状況の確認、養介護施設等内に設置した虐待防止委員会等での改善取組状況の点検等の結果をそのつど市に報告してもらうよう依頼し、改善取組に対するモニタリングを行うことが必要です。

改善計画書受理後、達成目標期日が経過した段階で、市は、当該養介護施設等を訪問し、実施している高齢者虐待の再発防止に向けた改善取組の評価を行います。

改善取組が滞っていたり、改善意識が見られなかったりする場合は、県と連携して改善勧告や改善命令などの権限を行使し、養介護施設等の改善取組を促すことが必要です。

## (7) 終結

虐待対応は、最終的に必ず終結の判断を行います。

モニタリングを実施しながら、養介護施設従業者等による虐待状態の解消の確認や養介護施設等において、虐待防止の取組が継続的に実施できる体制の整備ができていることを確認します。

## 3-2 市から県への報告

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報等を受けた場合、市は虐待に関する事項を県に報告しなければなりません（第22条）。ただし、通報等で寄せられる情報には、苦情処理窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事例以外の様々なものも含まれると考えられます。

そのため、県に報告する情報は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が確認できた事例のみとし、虐待の事実が確認できた時点で概要の報告を行い、その後詳細の報告をすることとなります。

### ① 概要報告（別紙1）【77頁】

養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を受けた場合、直ちに事実関係を確認し、虐待の事実が確認できた事例について別紙1により概要を県地域振興局健康福祉（環境）部に報告する。

### ② 詳細報告（別紙2）【78.79頁】

別紙1による報告後、養介護施設（事業所）の改善措置等を確認し、別紙2により県地域振興局健康福祉（環境）部に報告する。

### ③ その他

養介護施設（事業所）が調査に協力しない場合等、県と共同で調査すべきと判断されたものについても、早急報告する。

（新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長 平成24年6月26日付高齢第393号）

## 別紙 1

## 養介護施設従事者等による高齢者虐待について（概要）

養介護施設等の名称、所在地及びサービス種別	名 称			
	サービス種別			
	住 所			
	電話番号			
発生日時				
高齢者虐待を受けた高齢者の状況	性 別	男 ・ 女	年齢	
	要介護度	要支援 1 2 要介護 1 2 3 4 5 その他		
	心身の状況			
虐待を行った養介護施設従事者等の状況	氏 名			
	性 別	男 ・ 女	年齢	
	職 種			
高齢者虐待の経過及び内容※				
施設における対応※				
家族等への説明・反応※				
その他参考となる事項				

(注) ※印の項目については、内容がわかるものがあればその記録や資料を添付してください。



## 養介護施設従事者等による高齢者虐待について（報告）

本件は、当市町村において事実確認を行った事案

養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた事案である。

特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、県の迅速な対応を行う必要がある事案である。

更に県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

1 養介護施設等の名称、所在地及びサービス種別

・名 称 : \_\_\_\_\_

・サービス種別 : \_\_\_\_\_

(事業者番号 : \_\_\_\_\_)

・所在地 : \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢階級及び要介護度その他の心身の状況

性 別	男 ・ 女	年齢階級※	
要介護度等	要支援	1 2	
	要介護	1 2 3 4 5	
	その他		
心身の状況			

※ 該当する番号を記載すること

1 65～69歳   2 70～74歳   3 75～79歳   4 80～84歳

5 85～89歳   6 90～94歳   7 95～99歳   8 100歳以上

3 虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	身体的虐待                      介護・世話の放棄・放任 心理的虐待                      性的虐待                      経済的虐待 その他 ( _____ )
虐待の内容	
発生要因	

4 虐待を行った養介護施設従事者等の氏名、生年月日及び職種

氏 名 (※)		生年月日 (※)	
(資格を有する者についてはその資格及び職名を、その他の者については職名及び職務内容を記載すること)			

(注) (※) 印の項目については、不明の場合には記載しなくてもよい。

5 市町村が行った対応

施設等に対する指導  
 施設等からの改善計画の提出依頼  
 虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導  
 (主として地域密着型サービスについて) 介護保険法の規定に基づく勧告・命令・処分  
 その他 (具体的に記載すること)

6 虐待を行った養介護施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

施設等からの改善計画の提出  
 介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応  
 その他 (具体的に記載すること)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、上記のとおり報告する。

年 月 日  
新潟県知事

市長村長名 市長村  
長 印

### 3-3 県による事実の確認

市のみでは高齢者虐待の事実確認が困難、又は市と県が共同で調査をすべきと判断される事案について、市からの報告を受けた県は、報告に係る養介護施設等に対して、事実確認のための調査を実施します。

調査の際には、当該養介護施設等に所在する市に調査への同行を依頼したりするなど連携した対応をします。

## 4 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止と虐待を受けた高齢者の保護を図るため、通報・届出を受けた市、市からの報告を受けた県は、老人福祉法及び介護保険法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが明記されています（第24条）。

養介護施設従事者等による高齢者虐待が強く疑われる場合には、当該施設から報告聴取を受けて事実を確認し、高齢者虐待が認められた場合には、市又は県は指導を行い、改善を図るようにします。

指導に従わない場合には、老人福祉法及び介護保険法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分などの権限を適切に行使することにより、高齢者の保護を図ります。

## 5 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表

県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとするものとされています（第25条）。

この公表制度を設けた趣旨は、県において、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、県・市における高齢者虐待の防止に向けた取組に反映していくことを着実に進めることを目的とするものであり、高齢者虐待を行った養介護施設等名を公表することにより、これらの施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではないため、施設・事業所名は公表されません。（ただし、高齢者虐待等により、介護保険事業所としての指定取消が行われた場合には、介護保険法に基づきその旨を公表します。）

公表の対象となる養介護施設等は、市または県が事実確認を行った結果、実際に高齢者虐待が行われたと認められた事例です。具体的には下記の①～③までの事例を対象として、各項目について集計した上で公表します。

① 市による事実確認の結果、高齢者虐待が行われていたと認められるものと

して、県に報告された事例

- ② 市および県が共同で事実確認を行った結果、高齢者虐待が行われていたと認められた事例
- ③ 市からの報告を受け、改めて県で事実確認を行った結果、高齢者虐待が行われていたと認められた事例

#### 【県が公表する項目】

- ① 高齢者虐待の状況
  - ・ 被虐待者の状況（性別、年齢階級、心身の状態像等）
  - ・ 高齢者虐待の類型（身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待）
- ② 高齢者虐待に対して取った措置
- ③ その他の事項（厚生労働省令で規定）
  - ・ 施設・事業所の種別類型
  - ・ 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

## 6 身体拘束に対する考え方

平成12年の介護保険制度の施行時から、介護保険施設などにおいて、高齢者をベッドや車いすに縛りつけるなど身体を奪う身体拘束は、介護保険施設の運営基準において、サービスの提供に当たっては、入所者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」身体拘束を行ってはならないとされており、原則として禁止されています。

身体拘束は、医療や介護の現場では援助技術のひとつとして安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯がありますが、これらの行為は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的な苦痛を与えるとともに、関節の拘縮や筋力の低下などの高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあります。また、拘束されている高齢者を見た家族にも混乱や苦悩、後悔を与えている実態があります。

高齢者が、他者からの不適切な扱いにより権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、身体拘束は原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

ただし、高齢者本人や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議発行）において「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。

身体拘束については、運営基準に則って運用することが基本となります。

### 【身体拘束の具体例】

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かれないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かれないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

### 【「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件（すべて満たすことが必要）】

- 切迫性：利用者本人または他利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
  - ※ 身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要になる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いかどうか確認する
- 非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
  - ※ 身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手段が存在しないことを複数のスタッフで確認する。拘束方法自体も、本人の状態に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない。
- 一時性：身体拘束は一時的なものであること
  - ※ 本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

### 留意事項

身体的拘束等の適正化を図るため、基準省令において事業所は以下の措置を講じなければならないとされています（平成30年度施行）。

- ① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図

ること。

- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

## 7 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

### (1) 管理職・職員の研修、資質向上

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、ケアの技術や虐待に対する研修によって職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。

実際にケアにあたる職員のみでなく管理職も含めた施設・事業所が、一体となって取り組んでいくことが大切であり、管理職は職員が研修等に参加しやすくなるよう配慮していくなどサービス向上に向けた取組をしていく必要があります。

### (2) 情報公開

養介護施設等は利用者が安心して過ごせる環境を提供するものですが、外部から閉ざされた空間でもあり、発生した身体拘束等の虐待事案が通報されにくい可能性があります。このため、養介護施設等の施設長等を中心とした従業員同士の一層の協力・連携による風通しの良い組織運営とともに、サービス評価（自己評価、第三者評価など）の導入を積極的に検討することが大切です。

### (3) 苦情処理体制

高齢者虐待防止法では、養介護施設等に対してサービスを利用している高齢者やその家族からの苦情を処理する体制を整備することが規定されています（第20条）。養介護施設等においては、苦情相談窓口を開設するなど苦情処理のために必要な措置を講ずべきことが運営基準等に規定されており、苦情処理体制が施設長等の責任の下、運用されているかどうか適切に把握することが求められています。

サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図り、苦情処理のための取組を効果的なものとしていくことが大切です。

### (4) 組織的運営の改善

養介護施設等には、高齢者虐待の未然防止のために、研修、苦情処理及び内部監査を含めた業務管理体制全般について適切に運用されているか把握することが求められています。これらを自主的に点検し、必要に応じて体制を見直し、運用を改善する必要があります。

運用改善にあたっては、「ヒヤリハット報告書」を活用し、組織内リスク要

因の洗い出しに努めることも有効です。発生した事故等への対応のみに留まらず、未然の施設情報から、早期に対応すべき虐待等課題洗い出しの体制整備について助言することも大切です。

また、事故やヒヤリハットを個人の責任としない組織風土をつくり、認知症高齢者等への対応で苦慮している養介護施設従事者等に対し、ケア能力や対応スキルが低いという指摘だけで終わることなく、ねぎらいの言葉をかける教育・指導方法について市として理解しておき、適宜助言することも大切です。

虐待に関する課内報告書

－養介護施設従事者等による虐待－

報告日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 報告者 \_\_\_\_\_

通報： 年 月 日 AM. PM : 通報者：

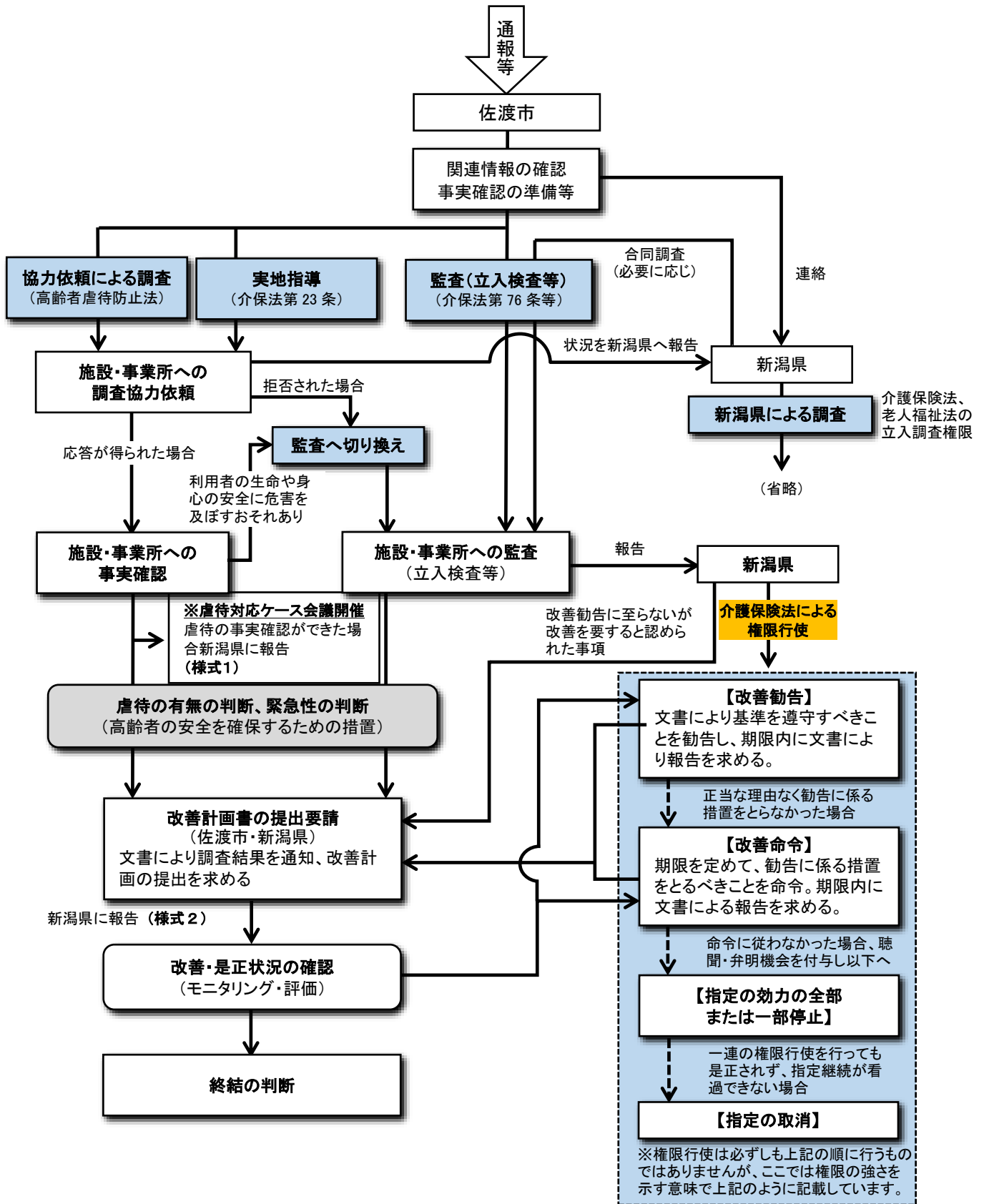
虐待の状況

養介護施設の 情報	施設・事業所名	【施設・事業所の種類】1 特別養護老人ホーム 2 介護老人保健施設 3 介護療養医療施設 4 認知症対応型生活介護 5 有料老人ホーム 6 小規模多機能型居宅介護等 7 軽費老人ホーム 8 養護老人ホーム 9 短期入所施設 10 訪問介護等 11 通所介護等 12 特定施設入居者生活介護 13 居宅介護支援等 14 その他 ※10・11について具体的に		
	所在地			
	電話番号			
事実確認の方法		1 訪問調査 2 関係者からの情報収集 3 立入調査 4 事実確認未調査 (①虐待ではなく調査不要 ②調査を予定・検討中 ③県に調査依頼 ④その他) (理由) 具体的な方法・日時：		
高齢者本人の 情報	氏名	生年月日 不明 M T S 年 月 日 歳	男・女	
	居住地	認知症自立度 (自立・I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M・自立度不明・ 認知症の有無不明) 障害自立度 (自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2・不明)		
	介護認定	要介護 ( ) ・要支援 ( ) ・非該当・未申請・申請中 ( 年 月 日 ) ・申請予定		
	利用サービス	介護保険		
		その他 福祉サービス		
	【心身の状態】	【本人の意思】 意思表示：可・不可 虐待の認識：有・無		
養介護施設従事者等 の情報	従事者氏名	男・女 不明	【年齢】 1: 30歳未満 2: 30代 3: 40代 4: 50代 5: 60代以上 6: 不明、その他	
	【健康状態、勤務状況、その他】	【従事者の職種等】1 介護職 2 看護職 3 管理職 4 施設長 5 経営者・開設者 6 その他 7 不明 具体的に		
	【発生状況】 1 教育・知識・介護技術等に関する問題 2 職員のストレスや感情コントロールの問題 3 職員の性格や資質の問題 4 倫理観や理念の欠如 5 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ 6 虐待を助長する組織の体制や職員間の関係性の悪さ 7 その他 ( ) 【具体的な背景等】			
虐待等の事実経過				

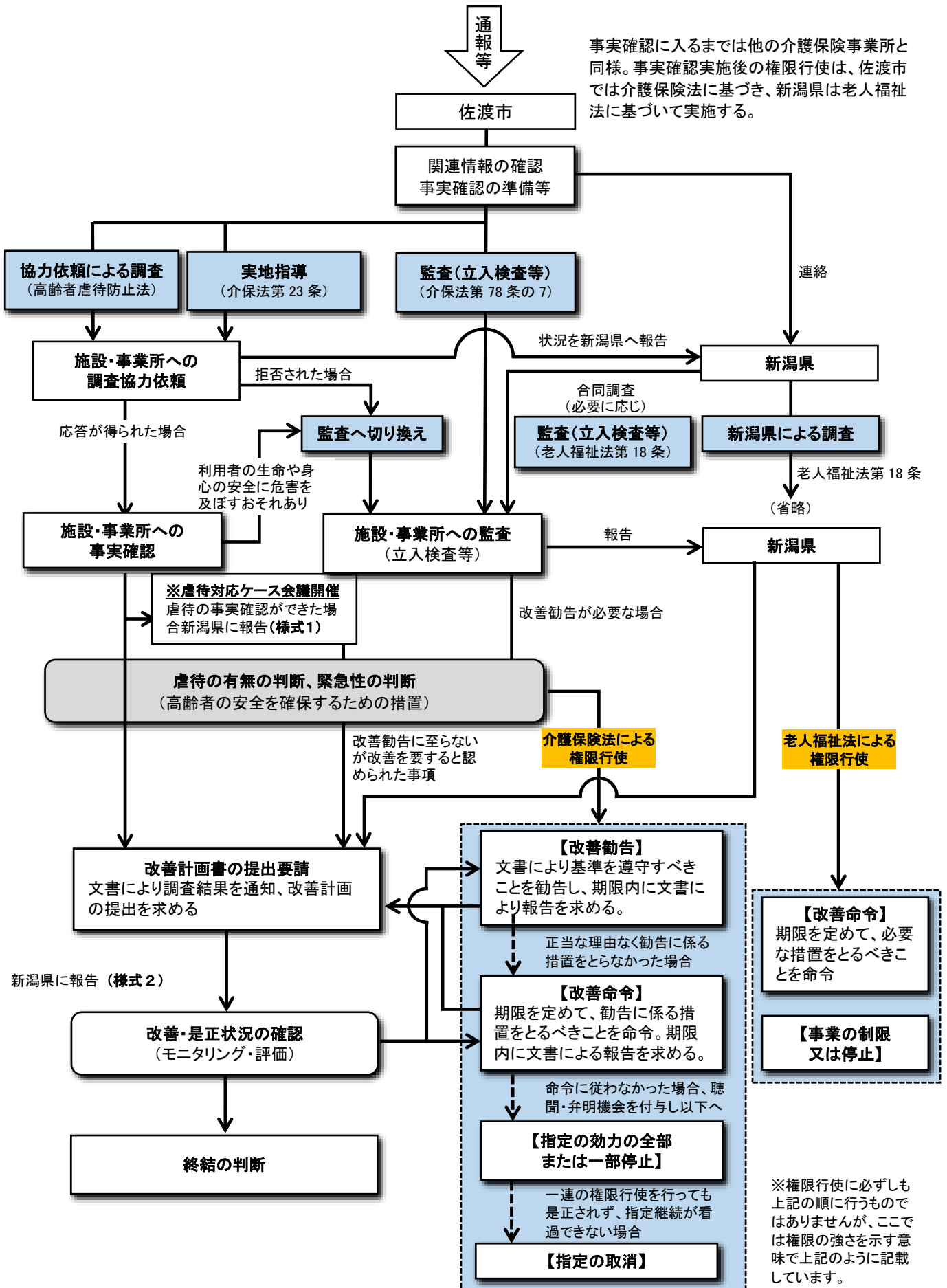




新潟県が指定権限を有する介護保険施設・事業所の場合



## 佐渡市が指定権限を有する地域密着型介護保険事業所の場合



介護保険事業所として未指定の養護老人ホーム、有料老人ホーム(含む未届施設)の場合

